

令和4年度 雲仙市入札監視委員会 第2回定例会 議事概要

開催日時	令和4年11月15日（火）午前9時30分～午前11時30分
開催場所	市役所本庁舎別館3階 会議室2～3
委員	<p>中村 聖三 委員長（長崎大学大学院 工学研究科 教授）</p> <p>川島 陽介 委員（弁護士）</p> <p>山口 純哉 委員（長崎大学 経済学部 准教授）</p> <p>重野 淳 委員（公募委員）</p> <p>古川 鶴 委員（公募委員）</p>
次第	<p>▶指名停止措置案件の報告</p> <p>▶抽出案件の審議</p> <p>① 愛野千々石送水施設詳細設計業務</p> <p>② 八斗木小学校屋内運動場屋根等改修工事監理業務</p> <p>③ 雲仙浄化センター汚泥脱水機用洗浄水ポンプ取替工事</p> <p>④ 市道国見新魚洗川線舗装補修工事</p> <p>⑤ 旧瑞穂町公民館解体工事</p> <p>⑥ 雲仙市管内（木指）漁港泊地浚渫工事</p> <p>⑦ 田原地区暗渠排水工事</p> <p>⑧ R3年災 乙宮地区（田・水路）災害復旧工事</p>
市出席者	<p>財務部長 三宅隆浩</p> <p>【事務局】</p> <p>契約検査課長 峰添恒彦</p> <p>契約検査課課長補佐 山口定征</p> <p>契約検査課参事補 中峯 崇</p> <p>【工事担当課】</p> <p>水道課…大場課長、富永課長補佐</p> <p>総務課…林田課長、井上参事補</p> <p>下水道課…高木課長、古賀課長補佐、立山課長補佐</p> <p>道路河川課…北川課長、横田課長補佐</p> <p>生涯学習課…中島課長補佐、小林主査</p> <p>農漁村整備課…菅課長、平田参事補</p> <p>建築課…津田主査</p>

指名停止措置案件の報告

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 件目と 2 件目の件で、指名停止の理由はほぼ同じなのに期間が違うのは何故か。</p> <p>措置要領第 6 条第 5 号の中の加重要件に、「有資格業者に悪質な事由があるときは」とあるがその判断は。</p>	<p>1 件は公の職員が逮捕されたので、1 箇月加重である。</p> <p>県と同様の期間の措置を講じているが、具体的な根拠については、後もって説明をしたい。</p> <p>【追加説明事項】</p>

審議 1 愛野千々石送水施設詳細設計業務

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>落札率が低く、入札額の超過が 5 者ある。</p>	<p>落札率が低いのは、価格競争が働いた結果と考える。超過の業者については、技術者の旅費等諸事情を、応札額に上乗せしないと社会的に利益が出ないと判断した結果と考えられる。</p>

審議2 八斗木小学校屋内運動場屋根等改修工事監理業務

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>落札額が低く、複数社が同額である。</p> <p>少額業務であって、ほとんど差が出ない結果となるような案件にコストをかけて入札という作業をすること自体が、非常に非効率であるという視点もあるという事も、念頭においていただきたい。</p> <p>建設コンサル業務は、随意契約は出来ないのか。</p>	<p>発注が4月という段階であったため、受注意欲が高い業者が多く、最低制限価格帯を狙った応札と考えられることから、落札額が低くなったと考えられる。</p> <p>雲仙市において、委託業務の随意契約は、原則50万円以下である。</p>

審議3 雲仙浄化センター汚泥脱水機用洗浄水ポンプ取替工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1者のみ有効範囲内で他社は全て失格又は超過であるのが不自然である。</p> <p>諸経費の部分で差が生じ、超過又は失格というのは明らかに落札する気が無く、不自然であり調整があったかのように見えるが。</p> <p>応札額に大きく差が出て、受注可能範囲から大きく離れて他の業者が応札していることに関して、何故このようになったか、可能な範囲で調査していただきたい。</p>	<p>内訳書を確認したところ、直接工事費での開きは小さく、諸経費の部分で差が生まれ、1者のみ有効範囲内となり、他は失格又は超過となったものと思われる。</p> <p>全てにおいて自社施工可能業者、自社施工できなくて他社にお願いする業者等の差が諸経費部分に表れているのも一因かと考えられる。</p> <p>事後調査報告を行う。 【事後調査報告】</p>

審議4 市道国見新魚洗川線舗装補修工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>落札率が高い。落札者以外すべて失格。 (ランダム係数の弊害)</p> <p>ランダム係数についても、雲仙市にあった方法で、ご検討をいただければと思う。</p>	<p>内訳書を確認したところ、業者の積算においては、いずれも適正に行われており、各社最低制限価格帯を狙った応札と考えられるが、ランダム係数が高く出てしまったことにより失格者多数が発生したと推定できる。</p> <p>ランダム係数については、雲仙市にとって何が1番良いのか、もう少し時間をかけて研究していきたい。</p>

審議5 旧瑞穂町公民館解体工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>落札者以外失格となっている。談合の疑いはないか。</p>	<p>内訳書を確認したところ、業者の積算において、単価の補正係数をかけていない事等により、積算額の差が出た結果であると推測している。</p> <p>金額が大きい積算となるので、単価の違いで差が出ているようである。</p>

審議6 雲仙市管内（木指）漁港泊地浚渫工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 者のみ有効範囲内で他社は全て失格である。（失格した他社の入札額がいずれも明らかに最低制限価格以下であるため、設計額の妥当性に疑問がある。）</p> <p>回航費の、どの部分に差に出ているのか。</p> <p>回航費の距離はどうなっているのか。</p> <p>業者は、より近くに船を準備できるという事ではないのか。</p> <p>設計額を決める時の条件が現実の状態からかけ離れないように、また、その条件の解釈の仕方によって入力やり方が変わらないように気を付けてほしい。</p>	<p>設計額については、精査した結果適正であると確認している。業者の積算内訳書を確認したところ、回航費というものについて、乖離があった。失格した業者は積算誤りがあったと判断している。</p> <p>条件も出しているので、どの部分で差が出ているのか把握できていない。</p> <p>県からの年1回の通知により、決定している。今設計は、佐世保港より計上している。</p> <p>設計図書にて回航の距離等示しているので、そういう事では無いと考える。</p>

審議7 田原地区暗渠排水工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>落札価格が高く、入札額が各社接近している。工事代金の設定や、時期に問題はなかったか。</p>	<p>暗渠排水管の布設工事であり、天候に左右され効率が悪い工事となる為、業者も消極的であったと推測している。</p> <p>また発注時期については、湯水期での施工であるため、9月発注となるので問題はないが、発注後の設計照査期間及び工事準備期間を考慮し、もう一期前（2週間前）の発注は出来なかったのか次回に向けて検証したい。</p>

審議 8 R3年災 乙宮地区（田・水路）災害復旧工事

質 問 ・ 意 見	回 答
入札参加者中、複数社（19者中4者）が同額であるのは何故か。	業者の内訳書を確認した結果、いずれも適正に行われていた。 最低制限価格帯を狙った応札と考えられることから、入札額が接近したものとする。 また、落札者が4者同額であることについては、今工事は比較的単純な工種の、また少額な工事である為、偶然であるとする。

審議案件に関する委員会の所見

指名停止措置案件及び、審議③の件について、後日報告をお願いしたい。

その他については、いくつか議論があったが、審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容等の透明性や競争性の確保について大きな問題は認められない。

指名停止措置案件に対する追加説明

入札参加資格者指名停止の措置要領の運用についての中に、『「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。』とあり、今案件については、有資格業者の顧問が、OBの立場を悪用し、入札情報を漏らすよう持ち掛けたという事実により判断した。

審議 3 雲仙浄化センター汚泥脱水機用洗浄水ポンプ取替工事に対する事後調査報告

調査を行った結果、各業者それぞれの事情により、諸経費部分を調整し、応札額を決定していたことから、特定の者を落札させる受注調整等を行うなどの事実は見当たらなかった。よって当該入札は適正に行われていたと判断する。

©上記追加説明及び事後調査報告については、委員長及び委員にて承諾された。